

一般社団法人 名古屋市測量設計業協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 法人の名称は、一般社団法人名古屋市測量設計業協会(以下、「本法人」という。)とする。

(主たる事務所 等)

第2条 本法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

(目 的)

第3条 本法人は、名古屋市内の測量設計業に携わる業者により組織し、測量設計業に係る調査研究、技術研修会等の開催、普及・啓発等に関する事業を行い、測量設計業界の健全な発展及び地位の向上を図るとともに、社会資本整備の推進に貢献し、名古屋市の安心・安全なまちづくり事業の振興及び発展並びに公共の福祉の増進に寄与する事を目的とする。

(事 業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 測量設計業の技術及び経営の改善に関する調査研究
- (2) 測量設計業に関する施策等の調査研究
- (3) 測量設計業の技術、経営等に関する研修会・講習会の開催
- (4) 測量設計業の諸制度、経営等に関する情報及び資料の収集
- (5) 測量設計業の社会的使命に関する宣伝及び普及啓発
- (6) 関係機関等への要望、連絡、意見交換及び提携等
- (7) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、名古屋市内において行うものとする。

(公 告)

第5条 本法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をする事ができない場合は、官報に掲載する方法とする。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第6条 本法人の会員は、次に掲げる2種の会員により構成されるものとする。

- 1) 正会員 本法人の目的に賛同し、名古屋市に本社を置く、測量法又は建設コンサルタント登録規程により登録を受けた者
 - 2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、協力する為に入会した者
2. 前項の会員の内、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。
3. 会員の内、正会員は原則として一般社団法人 愛知県測量設計業協会の会員である者とする。
4. 会員は、本法人に対して代表者としての権利を行使する者を定め、これを会長に届出るものとする。

(会員資格の取得)

第7条 本法人の会員資格を取得しようとする者は、別に理事会で定める会員資格取得申込書を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(経費の負担)

- 第8条 正会員は、本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員の資格を得た時及び次年度より毎年、総会において別に定める額を負担する義務を負う。
2. 賛助会員は、賛助会員の資格を得た時及び次年度より毎年、総会において別に定める額を負担する義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第10条 会員が、次のいずれかに該当するに ったときは、総会の によって当該会員を 名することが出 る。
- (1) この定 その他の規則に したとき
 - (2) 本法人の名 を け、又は、目的に する行為があったとき
 - (3) その他の 名す き正当な事由があるとき
2. 本法人は、前項の当該会員に対し、総会の か 一 前までに、理由をして 名する を 知し、 、総会において の前に の機会を与 な けれ な ない。
3. 前項の規定により 名が されたときは、その会員に対し、 知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合の にか、会員は次のいずれかに該当するに ったときは、その資格を する。

- (1) 第8条に定める経費の負担義務を し、1年以上 たさなかつたとき
- (2) 全ての正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が 、又は したとき
- (4) 測量法又は建設コンサルタント登録規程に づく登録を取 されたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が、前3条の規定によりその資格を したときは、本法人に対する会員としての権利を い、義務を れる。

し、会員 格 時以前に れた 行の義務は、これを れることが出 ない。

2. 本法人は、会員がその資格を しても、 の経費(入会 、会費、賛助会費)、その他の 出 は、これを しない。

又、その他本法人の資 に対して、 等の をすることができない。

第3章 総会

(種 類)

第13条 本法人の総会は、定時総会及び 時総会の2種とする。

(構 成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第15条 総会は、次の事項に いて する。

- (1) 会員の 名
- (2) 理事及び 事の 任又は 任
- (3) 入会 、会費及び賛助会費の額
- (4) 定 の
- (5) 対 表及び 計 書(正 財 増 計 書)の承認
- (6) 及び 財 の
- (7) 合 及び事業の全 又は一 の
- (8) 前 に定めるものの他、法 に規定する事項及びこの定 に定める事項

(開催)

第16条 定時総会は、毎事業年度、3 以内に開催する。

2. 時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - 1) 理事会において、開催が必要とされたとき
 - 2) 総正会員の 権の5 の1以上を する正会員か、会長に対し、総会の目的である事項及び 集の理由を して、 集 があったとき

(招集)

第17条 総会は、法 に別 の定めがある場合を き、理事会の に づき、会長 が 集する。

(議長)

第18条 総会の 長は、総会の開催 とに出 した正会員の か 出する。

(議決権)

第19条 総会における 権は、正会員1名に き1 とする。

(決議)

第20条 総会の は、総正会員の が出 しなけれ することができない。

2. 総会の は、出 した正会員の でこれを する。
3. 前項の規定にかかわ り、次の は、総正会員の3 の2以上にあたるをもって行う。
 - (1) 会員の 名
 - (2) 事の 任
 - (3) 定 の
 - (4)
 - (5) 合 及び事業の全 又は一 の
 - (6) その他法 に定めた事項
4. 理事又は 事を 任する を するに して、 者 とに第2項に定める を行わなけれ ない。理事又は 事の 者の合計 が第22条に定める定 を上 る場合には、 の賛成を得た 者の か 得 の い に定 の に達するまでの者を 任することとする。

(議事録)

第21条 総会の 事には、法 に定めるところにより、 事録を 成する。

2. 事録は、 長及び出 した正会員のうち総会において 出された2名の者が、これに 名又は 名 する。

第4章 役員等

(役員 の 設置)

第22条 本法人に、次の員を置くものとする。

- 1) 理事 6名以上12名以内
 - 2) 事 2名以内
2. 理事のうち、1名を会長、3名以内を 会長とする。
 3. 前項の会長及び 会長をもって法人法上の代表理事とする。

(選 任)

- 第23条 理事及び 事は、正会員（法人の場合にあっては、第 条第4項の規定により届出を行った代表者）の か 総会の によって 任する。
2. 会長及び 会長は、理事会の によって理事の か 定する。
 3. 第1項の規定にかかわ ず、正会員以 の者を本法人の理事又は 事とする必要がある場合には、総会の によって 任することができる。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法 及びこの定 に定めるところ により、 務を行する。
2. 会長及び 会長は、法 及びこの定 に定めるところ により、本法人を代表し、その業務を 行する。
 3. 会長及び 会長は、毎事業年度に4 を る で2 以上、 の 務の 行 を理事会に報告しなけれ ない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 事は、理事の 務 行を 査し、法 に定めるところ により、 査報告を 成する。
2. 事は、 時でも、理事及び使用人に対して事業の報告を め、本法人の業務及び財 の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

- 第26条 理事及び 事の任 は、任 2年以内に する事業年度のうち、 の ものに関する定時総会の の時までとし、任は げない。
2. 理事又は 事が けた場合、 たに 任された理事又は 事の任 は前任者の任 までとする。
 3. 理事又は 事は、第22条に定める定 に りなくなるときは、任 の 又は 任により退任 も、 たに 任された者が 任するまでは、なお、理事 又は 事としての権利義務を する。

(解 任)

第27条 理事及び 事は、 時でも、総会の によって 任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び事は、報とする。

2. 第23条第3項の規定により、任した理事及び事に対しては、総会において別に定める報等ののについて定した額を理事会のを経て務行の対として、することができる。
3. 理事及び事には、その務を行うために要する費用をすることができる。
4. 前2項に関し必要な事項は、理事会のにより別に定める。

(顧問及び相談役)

第29条 本法人に、任意の機関として及びを置くことができる。

2. は、経者のか理事会の推により会長がする。
3. は、本法人にのあった者を理事会の推により会長がする。
4. 及びは、本法人の営に関して会長のに、又は、会長に対し、意見をることができる。
5. 及びは、報とする。し、その務を行うために要する費用をすることができる。
6. 前項し書に関し必要な事項は、理事会のにより別に定める。
7. 及びは、それれ2名以内とし、その任はした会長の任とする。
8. 及びより会長に寄れた意見は、本法人の意定の程におけるにまるものであって、意定をする権は認めれない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 本法人に、理事会を置くものとする。

2. 理事会は、すての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法及びこの定に別に定めるもののか、次の務を行う。

- (1) 本法人の業務行の定
- (2) 理事の務の行の
- (3) 会長、会長の定並びに

(招集)

第32条 理事会は、会長が集する。

2. 会長がけたとき、又は会長に事故があるときは、理事が理事会を集する。

(議 長)

第33条 理事会の 長は、会長がこれにあたる。

(決 議)

第34条 理事会の 長は、 において 別の利 関係をする理事を 1名以上 2名以下に選任し、その 決議をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第 109条の要 件を満たしたときは、理事会の 決議があったものとなす。

(議事録)

第35条 理事会の 議事録は、法 律に定めるところにより、 作成する。

2. 出 した会長及び理事のうち理事会において 出された2名の者並びに 理事は、これに 1名又は 2名とする。

第6章 委員会

(委員会)

第36条 本法人の事業の 遂行を図るために必要と認めるときは、理事会の 決議を経て、 委員会を設置することができる。

2. 委員会は、総会及び理事会の権 限を 行使するものではないものとする。

3. 委員会の 委員は、理事会が 選任する。

4. 委員会の任務、構成及び 運営に関し必要な事項は、理事会の 決議により別に 定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本法人の事業年度は、毎年4 月1 日に 始まり 年3 月31 日に 終わる。

(事業計画及び収支計算)

第38条 本法人の事業計 算及び収 支書に いては、毎事業年度の開 始までに、会長が 作成し、理事会の承認を得なけれ ない。

又、これを 提出する場合も、同 じとする。

2. 前項の書 面に いては、主たる事務所に、当該事業年度が 完了するまでの 備 置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本法人の事業報告及び に いては、毎事業年度 、会長が次の書を成し、事の査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の 書

(3) 対表

(4) 計書(正財増計書)

(5) 対表及び 計書(正財増計書)の 書

2. 前項で承認が得られた書のうち、第1、第3及び第4の書にいては、定時総会に提出し、第1の書は内を報告し、第3及び第4の書は承認を得なければならない。

3. 第1項の書のか、査報告を主たる事務所に5年備置くとともに、定及び会員名を主たる事務所に備置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第40条 本法人は、 の を行う事ができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定 は、総会の によって することができる。

(解散)

第42条 本法人は、総会の その他法 で定められた事由により する。

(残余財産の帰属等)

第43条 本法人が、 をする場合において する 財 は、総会の を経て、公 社団法人及び公 財団法人の認定等に関する法律第5条第17 に掲げる法人又は しくは地方公共団 に 与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第44条 本法人の事務を 理するため、事務 を設置する。

2. 事務 には、事務 長及び所要の 員を置く。

3. 事務 長は、理事会の承認を得て会長が任 する。その他の 員は、会長が任 する。

4. 事務 長には、理事をもって充てることができる。

5. 事務 の組織並びに 営に関する必要な事項は、理事会の により別に定める。

第10章 雑 則

(その他)

第45条 この定 に定めるものの か、本法人の事業の 営上必要な事 は、理事会の により別に定める。

附 則

1. この定 は、一般社団法人設 の登 の か 施行する。
2. この定 施行の時において名古屋市測量設計技術研究会の会員であった者は、第6条第1項の規定に係わ ず、この定 における正会員とすることができる。

3. 本法人の設 時の 員は、次のとおりである。

設 時理事	年
設 時理事	利
設 時理事	
設 時代表理事・会長	年
設 時代表理事・ 会長	利
設 時代表理事・ 会長	
設 時 事	正 義
設 時 事	置

4. 設 時社員の 名及び 所は、次のとおりである。

1. 所 県 市 市991 地
名 年
2. 所 愛知県名古屋市 種 見 一 目16 地
名 利
3. 所 愛知県 市 2 目114 地
名